

2024年度 日本心身医学会
第17回心身医療専門医試験の実施について

— 第17回心身医療専門医試験の申請に関する緩和措置について —

◀ 緩和措置事項 ▶

- 1) 本学会研修施設において3年以上の研修歴。
- 2) 基本領域学会の研修診療施設での研修と合わせて6年以上の研修歴。
(非常勤の場合) 本学会の研修診療施設で5年以上、基本領域学会の研修診療施設での研修と合わせて8年以上の研修歴を有していること。
*1).2) 上記、会員歴、研修年限を満たさない場合は、指導医の推薦状(様式自由)を添付することによって申請可とする。
- 3) 心身医学に関する学術論文が3編以上あること。
- 4) 心身医学に関する学術発表が3回以上あること。
*3).4) こちらは緩和処置につき、2024年第17回については申請不要とする。
- 5) 基本領域学会の専門医資格の取得証明書のコピー提出
*2024年度受験予定の場合も申請可とする。ただし、承認は、専門医試験の合格を確認した後とする。
- 6) 心身医学講習会受講証コピー提出
*受講していなくても申請可とする。ただし、なるべく早い時期に、受講していただくことが条件となる。
 - ・症例の詳細な病歴要約5例は現状のまま
 - ・経験症例の30症例のリストも現状のまま

◎第17回心身医療専門医試験実施については、会告をご参照ください。